

「消えた年金」回復事例集

[その1]



2008年3月

全日本年金者組合

はじめに

「消えた年金」問題が浮上して以来、年金者組合は、一人残らず国の責任で早急に解決するよう求めてきました。

しかし、政府の対応はその場しのぎの対応に終始し、政府が約束した「3月までの完全解決」は幻に終わり、記録突合作業はいつ完了するかめどもたっていません。3月14日の社保庁発表によると、名寄せ作業終了後なお特定が困難な記録が2,025万件、全体の40%も残っています。

一人一人の老後の生活にとって何よりも大事な年金がこのように粗末に扱われることは許せないことです。年金者組合は、「消えた年金」をとりもどす運動を呼びかけてきましたが、これまでのとりくみのなかでも、多くの成果が上がっており、まわりの高齢者からの信頼を高めています。私たちは、怒りをもって抗議をし続けるとともに、年金受給の権利をとりもどす運動をいっそう強める必要があります。

ここには、さまざまな経過で、実際に年金を取り戻した事例を集めてあります。これを参考に、年金を取り戻す運動がさらに発展することを希望します。

「消えた年金」対策委員会

…… 目 次 ……

1 任意加入した期間が国民年金に反映していなかった (大阪)	1
2 会社が厚生年金基金に加入していたのを知らなかった (神奈川)	2
3 ダメと言われた遺族年金が支給される (滋賀)	4
4 期間足りなかったが、受給資格を取得できる見込みとなった (滋賀)	5
5 第三者委員会で認められ付記録が回復 (埼玉)	6
6 退職一時金を返還して年金を回復 (神奈川)	8
7 半世紀前の6カ月間の年金が見つかる (群馬)	9
8 99才の女性、63カ月分が30年も未支給 (和歌山)	10

1. 専業主婦のときに、任意加入した期間が未支給

年16万円の増額、83万円の一時払い

(大阪)

大阪に住むA子さんは71歳（昭和11年1月生まれ）です。

20代前半まで、S県で教員をしていましたが25歳で結婚退職し大阪に移り住みました。12年間の専業主婦の後、大阪で再び教職に復帰し、60歳まで勤めました。

共済組合26年間の加入により、60歳から特別支給の退職共済年金を受給しました。65歳からは退職共済年金とともに老齢基礎年金（国民年金）を受給しました。

今年になり「消えた年金・浮いた年金」のニュースで、専業主婦のときに国民年金に任意加入していたことを思い出し社会保険事務所に出向きました。

専業主婦だった12年間のうちに、7年間の任意加入期間があり、その期間分が老齢基礎年金に反映していないことが判明しました。

その結果、老齢基礎年金で16万円強の増額となり、過去5年分の約83万円が一時払いされることになりました。

今回の遡りは5年間ですが「時効特例法」で65歳の老齢基礎年金受給開始時までの6年間について、遡ることが当然だと思います。今後この点について更に追求したいと思います。

昭和61年3月まで、専業主婦は国民年金に任意でした。

任意加入しなかった人はカラ期間として受給資格の計算期間には入れますが、年金額の計算には入れません。任意加入した期間は、当然年金額に反映します。

なお、法律改正により昭和61年4月以降は、厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険者となり、自営業者などとその配偶者はそれぞれ国民年金第1号被保険者となります。

時効については、本人が思い違いにより申請しなかった部分についても、当然時効を撤廃すべきもので、年金者組合としては厚生労働省に要請しています。

2. 知らなかった厚生年金基金への加入

(神奈川)

「年金の加入調べ」を年金者組合の支部に依頼して調べてもらったところ、約4年間働いていた会社が厚生年金基金に加入していたことがわかりました。

私の場合、3つの会社に勤務していましたが、年金の日付は全部つながっていたため、漏れはないと思っていました。ただ2つ目の会社が厚生年金基金に入っていたことは知りませんでした。

初めて年金の申請をしたときには基金に入っていたことは知らされませんでしたので申請はしませんでした。

厚生年金基金連合会に電話で問い合わせをした時に、「10年未満ですか？」と聞かれたのがなぜかわかりませんでした。10年以上だったらどうだったのでしょうか。

いずれにしても今回の運動がなければ、私は一生基金をもらわずに終わったことでしょう。ほんとうに調べてよかったですと思いました。

厚生年金基金のある企業に勤めて短期で退職した人は、60歳から企業年金連合会の年金が受け取れます。年金記録を取り寄せると、「被保険者記録照会回答票」の資格画面に「キキン」とあります。

10年以上加入の場合はその基金に、10年未満の場合は、企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）に請求します。1ヵ月でも勤めていれば、その分の年金を受給できます。

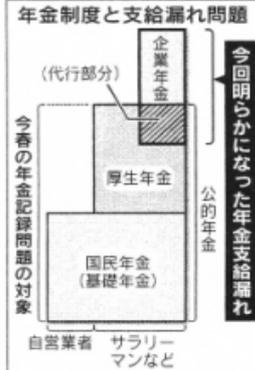
企業年金（厚生年金代行部分を含む）についても、本人の申請がないため大量の未払いが発生しています。転居などで連絡がつかない人も、知らないで申請しなかった人も含まれますが、年金支給を漏れなく支給するのは、制度管理者の責任です。国および企業年金連合などの責任で、浮いた年金を作らず、すべて給付すべきです。

企業年金124万人未払い

連合会、総額1544億円に

転職した社員の企業年金の資産を預かる企業年金連合会は五日、六十歳以上の受給資格者の約三割にあたる百二十四万人に、本来支払うべき年金を支給していないと発表した。未支給総額は累計で千五百四十四億円。転職などで受給者に連絡が取れなくなったのが主因だが、「加入者からの請求が支払いの前提」という連合会の方針も支給漏れ拡大につながった。国民年金などの公的年金と同様に、長期間にわたる年金加入者の管理制度の欠陥が、年金受取額の減少などの被害を呼んだ形だ。(関連記事5面に)

転居などで 連絡つかず 加入者管理に不備



企業年金連合会の加入者は、転職で勤務先の企業年金を途中で脱退した会社員や、会社の倒産などに伴い解散した厚生年金基金の加入者。死亡者を除き、約二千四百万人の年金記録を管理している。転職を繰り返したケースなどもあり、一人当た

企業年金連合会の加入者は、転職で勤務先の企業年金を途中で脱退した会社員や、会社の倒産などに伴い解散した厚生年金基金の加入者。死亡者を除き、約二千四百万人の年金記録を管理している。転職を繰り返したケースなどもあり、一人当た

っている受給資格者は約四百万人。今回明らかになったのは企業年金の中途脱退者約百七十四千人、解散基金の加入者約六万七千人への支給漏れ。計百二十四万人の未支給者のうち三万六千人は既に死亡したと推計している。

企業年金の支給漏れの概要

	支給漏れ	全受給資格者
人数	124万人 (うち死亡者 3万6000人)	400万人
記録件数	147万7000件	465万6000件
年間の支給額	480億円	4380億円
未払い額合計	1544億円	—

り、二件の未支給分の記録がある。宙に浮いたままの年金の記録件数は約百四十七万七千件にな

日経07.9.6

3. ダメといわれた遺族年金が給付される

年間31万円、一時金148万円が支給

(滋賀)

K子さん（1936年生まれ）の夫Tさんは、1995年1月に死亡しました。Tさんは障害基礎年金を年間約75万円給付されていました（障害者手帳3級所持）。市役所に死亡届など手続きを行った後に、遺族年金について問い合わせると「遺族年金はありません」といわれそのままになっていました。

「消えた年金5000万件」の学習会の後で、「夫の遺族年金を受けていないが？」との相談があり、夫Tさんが若いときに9年ほど会社で働き厚生年金に入っていたとのことでした。

障害基礎年金は遺族年金に反映しませんが、厚生年金の給料比例部分は遺族年金に反映できますので、申請することにしました。夫が会社で働いていた時の会社名・期間・所在地など、厚生年金加入中の状況を具体的に書いて草津の社会保険事務所に申請をしました。社会保険事務所では「市役所の判断に誤りがあり、遺族年金が支給されなかったから、すぐに手続きを行います」とのことでした。

2007年10月18日付の厚生年金保険裁定通知書が、K子さんのもとに届きました。その内容は1995年2月から2006年度分まで11年分、年間約31万円の遺族年金が支給されると記されていました。K子さんの厚生年金と遺族年金を調整して、約148万円が12月中に振り込まれることになり、今後も遺族年金分を加えた額が支給されます。

厚生年金の加入期間、国民年金の加入期間（保険料納付済期間、免除・猶予期間）と併せて25年あれば、老齢厚生年金の受給資格期間を満たすことになり、この人が死亡した場合は、妻にはTさんの場合「9年分に比例した」遺族厚生年金が支給されます。なお、障害基礎年金を受給中は国民年金の保険料は法定免除です。

遺族厚生年金とちがひ、遺族基礎年金は「子のある妻」でないと支給されません。こうした制度上の格差が給付条件を複雑にし、また、基礎年金加入者の妻に不利になっています。格差をなくし、基礎年金でも、子のあるなしにかかわらず、遺族年金を支給すべきです。

4. あきらめていた年金受給が可能に

(滋賀)

カラ期間や厚生年金加入のカラ期間をあわせて

A子さんは、昭和17年（1942年）9月生まれの65才で、現在のご主人とは再婚。ご主人は自営業の69才で国民年金を受給中（満額には少し足りない額とのこと）。4年前、60才をすぎて無年金のため社会保険事務所に相談に行ったところ、「ケンもホロロ」の対応で、多額の保険料の積み増しを言われ、年金受給をあきらめてそのままになっていました。

65才になった10月、なんとかならないものかと過去の経歴等を調べようとしている時に相談があり、それでは、といっしょに社会保険事務所に行きました。

4年前のA子さんの「被保険者記録照会回答票一京都〇〇社会保険事務所」には、「被保険者期間合計」として「161ヶ月」の記載があり、これが受給資格期間だとするとあと「139カ月」必要となり、かなりむずかしく思われました。

窓口で結婚前の氏名をつけて調べてもらったところ、「被保険者期間合計200カ月」と記入されており、その上に厚生年金の脱退手当金をもらった期間が28カ月判明、これがカラ期間としてプラスされることになりました。（これで228カ月）

さらに前のご主人との婚姻期間中で（ご主人は会社勤務、したがって厚生年金加入）、昭和36年4月～61年3月の間の国民年金の空白期間について指摘したところ、12カ月がカラ期間としてプラスされることになりました。（これで240カ月）

現在、国民年金は資格期間に達するまでのあいだ、70才まで任意加入できますので、これが59カ月払い込めます。（これで299カ月）

さらにA子さんは結婚前にもう一つ会社勤めをしていて、実は窓口の職員の手元にはその記録が打ち出されていました。ところが、会社の場所や仕事の内容については一致しているのに（当然ですが）、名前だけ思い出せません。職員は「ダ」や「ダイ」のつく名前と、ヒントをくれますが、A子さんはどうしても思い出せず、それでは、と元会社のあった所（20年以上前になくなって今はマンション）で町

会長に尋ねたところ鮮明に覚えておられました。すぐ社保事務所にとって返して申告、無事に20カ月が厚生年金の実期間として統合、あと40カ月国民年金をかければ68才の半ばから受給できることに。

任意加入の手続きも済み、受給見込額は44万円ほどとのことでした。（これからの掛金は受給1年半で戻ってきます。）

国民年金の加入期間は原則、20歳から60歳までの40年間（480月）です。年金受給のためには、そのうちの25年（300月）以上の加入期間が必要です。

加入期間には保険料納付済期間・保険料免除・猶予期間、厚生年金加入期間、及びカラ期間が入ります。また、カラ期間には配偶者が厚生年金に加入していた期間で、昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以降は国民年金の第三号被保険者となる）や厚生年金加入が短期間のために脱退一時金を貰ってしまった期間が入ります。カラ期間は受給資格の計算には入りますが、受給額の計算には入りません（免除期間は一定割合で受給額に反映します）。高齢任意加入は60歳以上でも受給資格期間を満たすまで加入できる制度です。

5. 第三者委員会で認められ納付記録が回復 **（埼玉）**

〇さんは、昭和49年頃に国民年金を7年間分、夫とともに一括納入したのですが、夫の記録は残されていましたが、〇さんの記録がなく、昨年12月に川越社会保険事務所に訴えていました。今年1月中旬に、第三者委員会から聞き取りのために、尋ねたいという電話がありました。事務所で二人の男性から2時間ぐらい質問されました。古い資料や夫の記録や、お金の動きも具体的に話しました。

2月1日に、第三者委員会の人から電話があり、「第三者委員会としては認めたい」として、社会保険庁に連絡したということでした。

〇さんの友人の話では毎日新聞の地方版にこの話が記載されたそうです。

6. 退職一時金(共済年金)を返還して年金を回復(神奈川)

Aさんは1934年生まれの73才。東京都職員であった期間の年金を受け取っていましたが、その昔郵便局に勤めていたときの年金はどうなったかを気にはしていません。

07年夏に友人(年金者組合員)から「年金者しんぶん07年07月号」に掲載の記事「支給もれ100万円が戻った」を見せられ、共済組合や以前の勤務先に問い合わせを始めました。しかし、共済組合からの回答は要領を得ず、退職したときに一時金を支給しているから年金には反映しないとあったため、間違いがないのかどうかを年金者組合中央本部に問い合わせました。

年金者組合では「共済年金の場合は退職一時金を受け取っていても、返還して年金を回復できるので、再度共済組合に要求するよう」助言しました。

2つの共済組合と勤務先であった郵便局とのやりとりを繰り返して、ようやく、12月に至って郵便局当時の勤務実績が確認され、東京都共済から年金請求書、一時金返還申出書等の書類が送られてきました。

この結果、回復額等は次のようになりました。

- ①退職一時金返還額 約87,000円(退職一時金13,000円とその利息)
- ②郵便局当時の年金の未払い分(時効により5年分)約60万円
- ③これからの年金増 毎月約1万円

共済年金には、退職一時金を返還することによって複数の加入期間を通算する制度があります。本来、退職時に共済組合が本人に過去の職歴等を確認して通算手続きをとるべきであるのに、これを怠ったためこのような例が生じています。ところが、この例で本人に送られてきた申立書の記入例は、「このような制度であったとは知らずに今日に至りました。・・・これから請求しますので、よろしくお願いします」となっており、本人の無知が原因であるような内容になっています。未払い分については時効5年が適用されています。本人が請求しなかった場合の時効も撤廃させる必要があります。

7. どうせムダ足だと思ったが、消えた年金発見 (群馬)

半世紀前の6ヵ月間、年額2万円ぐらい

「12月にねんきん特別便が届きました。何やかやと追われ、どうせムダ足だろうと思いましたが、3月に入ってから社会保険事務所に行ってきました。午前11時前でしたが164番の札をもらって待ちました。隣り合わせの席の人待ちくたびれ、「貰えるものがあるなら、死ぬ前に貰いたいものだ」と話しかけてきました。私も、「せちがらくなってきましたからね」と会話していました。

やっと午後1時に呼ばれました。私は、年金記録のつながっていない空白部分に、このときはあそこに勤めていたはずだ、と3カ所ばかり書いてもって行ったのです。係の人が調べてみますから、しばらく待つようにと言われ20分ぐらいたって、2カ所の勤めた部分が抜けていたようです、とコピーをもってきました。

1カ所は、56年前の岩手にまだいたときの4ヵ月間の厚生年金が、もう1つは、高崎で51年前に2ヵ月、合わせて6ヵ月分が発見されました。年額にして2万円ぐらい増額になるのではないかとのことでした。

大事なことは、あくまでも年金は「申請主義」だということです。本来せつかく「ねんきん特別便」を送ってくれるのなら、「ここが抜けていませんか」と教えてくれるのが当たり前ですが、自分で申請しないかぎり、消えた年金は発見できません。半世紀も前のことですが、貴重な発見でした。」

申請主義のため、これほどの大量の「消えた年金」が発生しているのに、まだ、厚生労働省は申請主義にこだわっています。

防衛策としては、たとえ、わずかな期間の就労であっても、厚生年金加入の有無を確かめる必要があります。

8. 63カ月分が30年以上も未支給！

(和歌山)

99才の女性、一日も早く返して

「消えた年金」問題にとりくむなかで、組合員の家族で99才の方が63カ月分の年金が返ってくることになりました。

「ねんきん特別便」が知人のおかあさんのところに届き、相談を受けました。おかあさんは「いつ・どこに」勤めていたか、会社名・住所をはっきり記憶していて、定年までの「年表」をつくりました。送られてきた書類と年表を比較すると、最後に勤務した会社の分が含まれていませんでした。

委任状を預かり、知人と社会保険事務所に行き、おかあさんの記録と送られてきた書類を提出。係員が調べると、63カ月分が30年以上未支給であることが判明しました。しかし、「金額はどれくらい増えるか、記録が抜け落ちていたのはなぜか」などは、「ここではわからない」ということで、再裁定の手続きをしました。

どれくらい期間がかかるかを聞くと、3～4カ月から1年程度ということでした。高齢なので一日も早く手続きをしてほしいものです。

このケースでは、年金手帳が複数あったため、一部が抜け落ちてしまったようです。「ねんきん特別便」をもらった人で、「訂正なし」と答えた人の8割近くが、実際には「消えた年金」が返る人だったことがわかりました。

「ねんきん特別便」をもらっても、そのまま、返事をしていない人もいます。急いで、組合員やその家族、知人などで「年金特別便」をもらった人の相談にのり、社会保険事務所を訪ねることが重要です。